

2017年10月26日

各位

株式会社サイバーエージェント

代表取締役社長 藤田 晋

(コード番号 4751 東証一部)

問合せ先 広報・IR室シニアマネージャー 宮川 園子

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年12月15日開催予定の当社第20回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、さらなるコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、迅速な意思決定を可能とするための取締役への権限委譲に関する規定の新設、取締役の任期の変更等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- (2) 今後の事業内容の多角化、新規事業への進出に備えるため、事業目的を追加及び整理するものであります。
- (3) 発行可能株式総数につき、これまでの資本政策の実績を踏まえ、適正な数へ変更するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2017年12月15日(金)

定款変更の効力発生予定日 2017年12月15日(金)

【ご参考情報】

監査等委員会設置会社への移行に係る議案及び取締役選任議案をご承認いただきますと、以下の体制となります。

現在の体制 (監査役会設置会社)		⇒	監査等委員会設置会社へ移行後の体制	
取締役 <u>(うち社外取締役)</u>	9名 <u>(1名)</u>		取締役 12名	監査等委員ではない取締役 <u>(うち社外取締役)</u>
監査役 <u>(うち社外監査役)</u>	3名 <u>(2名)</u>		監査等委員である取締役 <u>(うち社外取締役)</u>	3名 <u>(2名)</u>

監査等委員ではない取締役候補者

(2017年12月15日開催予定の第20回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
藤田 晋	代表取締役	同左
日高 裕介	取締役副社長	同左
岡本 保朗	専務取締役	同左
中山 豪	常務取締役	同左
小池 政秀	常務取締役	同左
山内 隆裕	取締役	同左
浮田 光樹	取締役	同左
曾山 哲人	取締役	同左
中村 恒一	<u>社外取締役</u>	同左

監査等委員である取締役候補者

(2017年12月15日開催予定の第20回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
塩月 燈子	取締役(監査等委員)	常勤監査役
堀内 雅生	<u>社外取締役(監査等委員)</u>	社外監査役
沼田 功	<u>社外取締役(監査等委員)</u>	社外監査役

以上

【別紙】

下線部は変更箇所を示しております。また、第2条（目的）については、事業内容ごとに整理し、次のとおり、並べ替えと追加を行っております。

① 第2条(目的)の変更箇所

現行定款第2条8.については変更案11.に、現行定款第2条10.については変更案14.に、現行定款第2条21.については変更案28.に、現行定款第2条27.については変更案54.に、現行定款第2条42.については変更案20.にそれぞれ変更し、現行定款第2条35.については削除しております。

また、その他の条文につきましても、必要に応じて順序の変更等を行っております。

② 第2条(目的)の新設箇所

変更案の第2条21.22.23.26.33.34.35.36.37.38.について条文を新設しております。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条(条文省略)	第1条(現行どおり)
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.インターネットの代金決済システムの導入代行業務	1.広告の企画及び制作 <u>ならびに</u> 広告代理業務
2.インターネットのドメイン取得代行業務	2.各種マーケティング業務
3.インターネットのホームページの企画及び制作	3.販売促進活動に関するコンサルティング業務
4.販売促進活動に関するコンサルティング業務	4.販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務
5.販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務	5.インターネットのホームページの企画及び制作
6.広告の企画及び制作 <u>並びに</u> 広告代理業務	6.タレント・モデル・アーティストの育成及びマネージメント
7.各種マーケティング業務	7.各種イベントの運営代行業務
8.情報処理・情報提供サービス	8.インターネットのドメイン取得代行業務
9.コンピュータソフトウェアの開発及び販売	9.国内及び海外で提供されている各種インターネットサービスに関する調査、研究及びそれらの情報提供業務
10. <u>第二種電気通信事業</u>	10.各種企業のコールセンターの企画・運営・管

11.電気通信事業に係わるシステムの開発、販売、賃貸及び保守の受託

12.労働者派遣事業

13.インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介

14.無体財産権(著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)の取得、使用許諾、売買及び管理

15.書籍、雑誌等の制作、出版、販売

16.タレント・モデル・アーティストの育成及びマネージメント

17.CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・制作・販売・賃貸

18.各種イベントの運営代行事業

19.テレビ、ラジオ、有線放送、衛星放送番組の企画・制作

20.有価証券の運用、投資、売買保有

21.各種金融商品の企画・開発・販売

22.投資業ならびに投資顧問業

23.国内外投資先の斡旋及び仲介業務

24.経営コンサルタント業

25.下記商品の加工、売買、賃貸、輸出入及び仲

理に関する事業

【変更】11.メディア事業の企画・制作・運営ならびにメディア事業に関連する情報処理・情報提供サービス

12.テレビ、ラジオ、有線放送、衛星放送番組の企画・制作

13.コンピュータソフトウェアの開発及び販売

【変更】14.電気通信事業法に基づく電気通信事業

15.電気通信事業に係わるシステムの開発、販売、賃貸及び保守の受託

16.インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介

17.無体財産権(著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)の取得、使用許諾、売買及び管理

18.書籍、雑誌等の制作、出版、販売

19.スポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種の興行

【変更】20.劇場・コンサートホール・録音録画スタジオ・スポーツ教育施設・医療施設・飲食店・宿泊施設・売店等の運営・管理

【新設】21.e-sports(コンピューターゲームの競技)ビジネスの企画、開発、運営、管理業務

【新設】22.通信システムによる情報・画像・楽曲の収集、配信、処理及び販売ならびにそれに係る機器及び装置類の販売

【新設】23.音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発、企画、制作、楽譜の出版

24.CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・制作・販売・賃貸

25.キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有し

介

(1)自動車、自動二輪車、自転車、船舶、航空機及びこれらの部品

(2)家庭用電気製品、音響映像機器、光学機器、計測機器、通信機器、コンピューター及びこれらの部品

(3)日用雑貨、スポーツ用品、健康機器、医療用具

(4)装身装飾品(宝石、貴金属等)、書画、骨董品、美術品

(5)化粧品、医薬品、医薬部外品、医薬化粧品

(6)衣料品、服地、寝具、装身具、袋物、皮革製品

(7)食料品、乳製品、酒類、清涼飲料水、煙草類、塩、米穀類

(8)文房具、家具、インテリア用品、玩具、ベビー用器具(室内外遊具等)

(9)印紙、郵便切手、入場券、前払式証票、航空券、切符、商品券、テレホンカード

(10)ペット、ペット用品、飼料、肥料

26.倉庫業

27.古物売買業

28.貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業

29.旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業

30.宅地建物取引業

31.不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理

32.損害保険代理業及びその仲介業、生命保険募集及びその仲介業

33.結婚仲介業

34.有料職業紹介業

ている人物、動物等の画像をつけたもの)の企画ならびに販売

【新設】26.AR(拡張現実)・VR(バーチャルリアリティ)技術を応用したソフトウェアの企画、開発、販売

27.投資事業組合財産の運用及び管理

【変更】28.各種金融商品の企画、開発、仲介、販売

29.有価証券の運用、投資、売買保有

30.投資業ならびに投資顧問業

31.国内外投資先の斡旋及び仲介業務

32.経営コンサルタント業

【新設】33.仮想通貨交換業

【新設】34.仮想通貨の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理

35.特定労働者派遣事業

36.投資事業組合財産の運用及び管理

37.証券仲介事業

38.求人・求職に関する市場調査、資料作成、並びに情報提供業務

39.キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像をつけたもの)の企画並びに販売

40.スポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種の興行

41.スポーツクラブの経営

【新設】35.仮想通貨に関する取引交換所の運営、企画、管理

【新設】36.仮想通貨に関するシステムの提供及びコンサルティング

【新設】37.資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行及び資金移動業に関する一切の業務

【新設】38.公営競馬・競艇・競輪・オートレースに関するビジネスの企画開発、運営代行業務

39.インターネットを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守

40.下記商品の加工、売買、賃貸、輸出入及び仲介

(1)自動車、自動二輪車、自転車、船舶、航空機及びこれらの部品

(2)家庭用電気製品、音響映像機器、光学機器、計測機器、通信機器、コンピューター及びこれらの部品

(3)日用雑貨、スポーツ用品、健康機器、医療用具

(4)装身装飾品(宝石、貴金属等)、書画、骨董品、美術品

【変更】(5)化粧品、医薬品、医薬部外品

(6)衣料品、服地、寝具、装身具、袋物、皮革製品

(7)食料品、乳製品、酒類、清涼飲料水、煙草類、塩、米穀類

(8)文房具、家具、インテリア用品、玩具、ベビー用器具(室内外遊具等)

(9)印紙、郵便切手、入場券、前払式証票、航空券、切符、商品券、テレホンカード

(10)ペット、ペット用品、飼料、肥料

41.有料職業紹介業

- 42.スポーツ教育施設・医療施設・飲食店・宿泊施設・売店等の運営・管理
- 43.インターネットを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守
- 44.経営者、管理者、一般社員に対する教育、出版業務
- 45.各種企業のコールセンターの企画・運営・管理に関する事業
- 46.貸金業及びその仲介業
- 47.国内及び海外で提供されている各種インターネットサービスに関する調査、研究及びそれらの情報提供業務
- 48.前各号に付帯する一切の業務
(新設 49.～57.)

第3条(条文省略)

(機関)

第4条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

- 42.求人・求職に関する市場調査、資料作成、ならびに情報提供業務
- 43.経営者、管理者、一般社員に対する教育、出版業務
- 44.インターネットの代金決済システムの導入代行業務
- 45.スポーツクラブの経営
- 46.旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- 47.宅地建物取引業
- 48.不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
- 49.損害保険代理業及びその仲介業、生命保険募集及びその仲介業
- 50.結婚仲介業
- 51.証券仲介事業
- 52.労働者派遣事業
- 53.倉庫業
- 【変更】**54.古物売買及び古物競りあつせん業
- 55.貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業
- 56.貸金業及びその仲介業
- 57.前各号に付帯する一切の業務
- 【削除】**35.特定労働者派遣事業

第3条(現行どおり)

(機関)

第4条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
 2. 監査等委員会
- (削除)

4. 会計監査人

第5条(条文省略)

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、505,706,400株とする。

第7条～第11条(条文省略)

第3章 株主総会

第12条～第13条(条文省略)

(決議の方法)

第14条

(条文省略)

(条文省略)

3. 取締役または監査役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条～第17条(条文省略)

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条

当社の取締役は 10名以内とする。

(新設)

3. 会計監査人

第5条(現行どおり)

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、379,279,800株とする。

第7条～第11条(現行どおり)

第3章 株主総会

第12条～第13条(現行どおり)

(決議の方法)

第14条

(現行どおり)

(現行どおり)

3. 取締役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条～第17条(現行どおり)

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条

当社の取締役は 15名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 19 条

(条文省略)

(新設)

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(取締役会の招集)

第 21 条

(条文省略)

2. 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役の選任方法)

第 19 条

(現行どおり)

2. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了の前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第 21 条

(現行どおり)

2. 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(新設)

第 22 条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第 23 条

取締役の全員が取締役会の決議事項については、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異義を述べた場合はこの限りではない。

(代表取締役)

第 24 条

取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 25 条

取締役会は、その決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 22 条

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 23 条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第 24 条

取締役の全員が取締役会の決議事項については、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第 25 条

取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 26 条

取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

第 26 条(条文省略)

(取締役会の議事録)

第 27 条

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第 28 条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条(条文省略)

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 30 条

当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任方法)

第 27 条(現行どおり)

(取締役会の議事録)

第 28 条

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第 29 条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条(現行どおり)

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(削除)

(削除)

第 31 条

監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了の前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第 33 条

監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤監査役)

第 34 条

監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の決議方法)

第 35 条

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(削除)

(監査等委員会の招集)

第 31 条

監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査等委員)

第 32 条

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条

監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第 37 条

監査役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条

当会社は、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第 6 章 計算

第 39 条～第 42 条(条文省略)

(新設)

(監査等委員会の議事録)

第 34 条

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(削除)

(削除)

第 6 章 計算

第 35 条～第 38 条(現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条

当社は、第 20 回定時株主総会終結前の行為に関する、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。